78歳	11.11512	14.44287	1.50135	1.73513
79歳	10.56597	13.78483	1.30349	1.62399
80歳	10.03021	13.13277	1.00943	1.51812
81歳	9.50829	12.48737	—	1.41306
82歳	8.99988	11.84948	—	1.29966
83歳	8.50592	11.22124	—	1.15694
84歳	8.02780	10.60443	—	0.93403
85歳	7.56622	10.00044	—	
86歳	7.12189	9.41039		
87歳	6.69329	8.83352		
88歳	6.28277	8.27308		
89歳	5.88249	7.73111		

108歳		
109歳		
110歳（男子では110歳以上）		
111歳		
112歳		
113歳		
114歳以上		

○農林水産省告示第四百八十一号

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の施行に伴い、平成十二年九月二十九日農林水産省告示第千二百五十九号（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第八条の規定に基づき農林水産大臣が指定する地域を指定する件）を廃止する告示を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　農林水産大臣　林　芳正

平成十二年九月二十九日農林水産省告示第千二百五十九号（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第八条の規定に基づき農林水産大臣が指定する地域を指定する件）は、廃止する。

附　則

この告示は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

○農林水産省告示第四百八十三号

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十六年政令第九十五号）の施行に伴い、並びに農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）第十五条の三の規定に基づき、平成十五年九月十二日農林水産省告示第千四百十九号（農業経営基盤強化促進法第三十二条の農林水産大臣が定める基準等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月三十一日　農林水産大臣　林　芳正

第一号中「第三十二条」を「第二十八条」に改める。

第二号中「第四条」を「第七条」に改める。

第三号中「第四条」を「第七条」に改め、同号ホ(1)中「第十八条第三項第三号」を「第十八条第三項第四号」に改める。

第四号中「第十三条」を「（以下「規則」という。）第十三条」に、「別記様式」を「別記様式1」に改める。

本則に次の一号を加える。

五　規則第十五条の三の農林水産大臣が定める様式は、別記様式2のとおりとする。

別記様式を別記様式1とし、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式2（第五号関係）

青年等就農計画認定申請書

年　月　日

市町村長　殿

申請者住所
氏名＜名称・代表者＞　（印）
年　月　日生（　歳）
＜法人設立年月日　年　月　日設立＞

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青年等就農計画		
	農業経営開始日	年　月　日
就農地		
就農形態（該当するレ印）	□新たに農業経営を開始 □親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 □親の農業経営を継承〔□全体 □一部継承する経営での従事期間　年　か月〕	
目標とする営農類型（備考の中から選択）		
将来の農業経営の構想	（年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標）	
	現状	目標（　年）
	年間農業所得	千円
	年間労働時間	時間
作目・部門名	現状	目標（　年）
	作付面積 飼養頭数	作付面積 飼養頭数
	生産量	生産量
経営面積合計		